

「同一労働同一賃金」への対応に向けて

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日から

中小企業にも適用されました！

正社員と非正規雇用労働者 間の不合理な待遇差の解消 (いわゆる「同一労働同一賃金」)が求められます。

事業主に求められることは？

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与・手当・福利厚生など あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止 されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

対応にあたっては

自社の基本給・手当、その他の待遇の点検を行いましょう！



正規社員と非正規社員の待遇に違いがある場合は、待遇の違いが働き方や役割の違いに応じたものであると説明できますか？

できない

できる

待遇の違いが不合理であると判断される可能性があるため、**不合理な待遇の違いの改善に向けて、取組を進めましょう。**

労働者から説明を求められたときに待遇の違いの内容や不合理な待遇差ではない理由について説明できるよう、整理しておきましょう。

注目! 正社員との、①職務内容（業務の内容＋責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲（転勤・人事異動・昇進などの有無や範囲）、③その他の事情 の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

支援のご紹介

ここでは、同一労働同一賃金に取り組む事業主に対する支援について、以下ご紹介します。

◆ パートタイム・有期雇用労働法の内容を知りたいとき

◎【解説動画】「改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について」をcheck！



(全編50分40秒)

プロローグと チャプター1	法改正の目的と主な改正点について (3分06秒)	チャプター5	労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 (6分11秒)
チャプター2	不合理な待遇差をなくすための規定の整備 (9分16秒)	チャプター6	法改正に対応するための取組手順について (8分26秒)
チャプター3	不合理な待遇差をなくすための規定の整備 ～同一労働同一賃金ガイドライン～ (12分38秒)	チャプター7	裁判外紛争解決手続き 『行政ADR』の規定の整備等 (1分30秒)
チャプター4	参考となる裁判 (7分14秒)	チャプター8 とエピローグ	法改正に対応するための事業主の皆さまへの支援について (2分33秒)

法改正の内容や企業に求められる対応について動画で解説しております。

<動画サイトはこちらから>

多様な働き方の実現応援サイト

検索



◆ 具体的な取組の進め方を知りたいとき

◎ 「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」をcheck！

【記載例1】

待遇の違いの有無（あてはまるものに○）	
通勤 手当	ア 正社員、短時間労働者・有期雇用労働者とも同じ基準で支給している
	イ 正社員には支給するが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給しない。または、正社員、短時間労働者・有期雇用労働者とも支給するが、支給基準が異なる

手当を支給している場合は、手当の支給の目的を書き出しましょう。

- ・通勤に要する交通費を補填する目的で支給。

⇒「イ」にあてはまる場合は、どのような違いなのか、また、違いを設けている理由を書き出しましょう。

正社員	短時間労働者・有期雇用労働者	違いを設けている理由
・交通費実費の全額に相当する通勤手当を支給。	・支給なし。	・短時間労働者・有期雇用労働者は、労働契約の期間に定めがあり、職務内容が正社員と異なるため支給していない。

手当・賞与・福利厚生などの各待遇についてそれぞれの趣旨・目的に沿った取り扱いがなされているか確認します。



このパンフレットでは、自社の状況が法律の内容に沿ったものなのかを点検する手順を示しています。

<掲載サイトはこちらから>

同一労働同一賃金特集ページ

検索



◎ 「パートタイム・有期雇用労働法対応状況チェックツール」をcheck！

パートタイム・有期雇用労働法等について、自社の取組状況を点検し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきか確認することができます。

厚生労働省 パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール



チェックツールで点検できる項目は

1. 基本給、賞与、手当
2. 教育訓練
3. 正社員への転換推進措置
4. 相談のための体制整備、労使の話し合いの促進等
5. 労働条件の明示・説明
6. 他の労働関係法令

本ツールの目的

同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けることができるよう、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。（中小企業は2021年4月から適用。）
このパートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール（以下「チェックツール」という。）では、パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令により義務・努力目標とされている事項について、貴社の雇用状況を確認し、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかを確認することができます。
本チェックツールをご活用いただき、貴社のすべてのパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けた取組を進め、魅力ある企業をめざしましょう。

<掲載サイトはこちらから>

パートタイム・有期雇用労働法対応状況チェックツール

検索



◆ 利用できる助成金は

◎ 「キャリアアップ助成金」をcheck！

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



<申請先・問い合わせ先はこちら>

岡山労働局職業対策課（助成金事務室）
TEL 086（801）5118 又は各ハローワーク

<掲載サイトはこちらから>

キャリアアップ助成金 厚生労働省

検索



◆ 相談できる機関は

◎ 「岡山働き方改革推進支援センター」をcheck！

非正規雇用の待遇改善を含む働き方改革に関する相談支援のためのワンストップ窓口として、窓口・電話相談や個別訪問によるコンサルティング等による無料相談支援を行っています。

場 所 岡山商工会議所 8階（岡山市北区厚生町3丁目1番15号）
業務時間 月～金曜日 9時～17時
T E L 0120-947-188
E - mail okayama@task-work.com

<掲載サイトはこちらから>

厚生労働省 働き方改革推進支援センター

検索



お問い合わせ先

厚生労働省

岡山労働局 雇用環境・均等室

TEL 086（225）2017

令和4年4月作成